

令和8年度 第2回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和8年9月30日（水）15時00分～

会 場： エルガーラホール7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

県バス対策協議会への申出内容の検討状況について

- ・ 茶山線、屋形原線、脇山支線の対応
- ・ 脇山支線（椎原系統）の運行内容の見直し

3 閉 会

福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順、敬称略

所 属	氏 名	備考
福岡県市町村・地域振興部 空港・交通政策局 交通政策課長	あきた みちこ 秋田 道子	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	かわづ たかゆき 河津 隆幸	
福岡市福祉局高齢社会部長	さとう あきら 佐藤 輝	欠席
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	たかはし いきお 高橋 績	
九州運輸局 福岡運輸支局長	ながまつ せいじ 永松 靖二	
福岡交通株式会社 代表取締役	のがみ まさし 野上 正嗣	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	み ね とおる 三根 徹	欠席
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	欠席
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部 副本部長 兼 計画部長 兼 技術部長 兼 自動車技術 主幹	やまぐち てつお 山口 哲生	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	よしむら りょうこ 吉村 良子	欠席
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

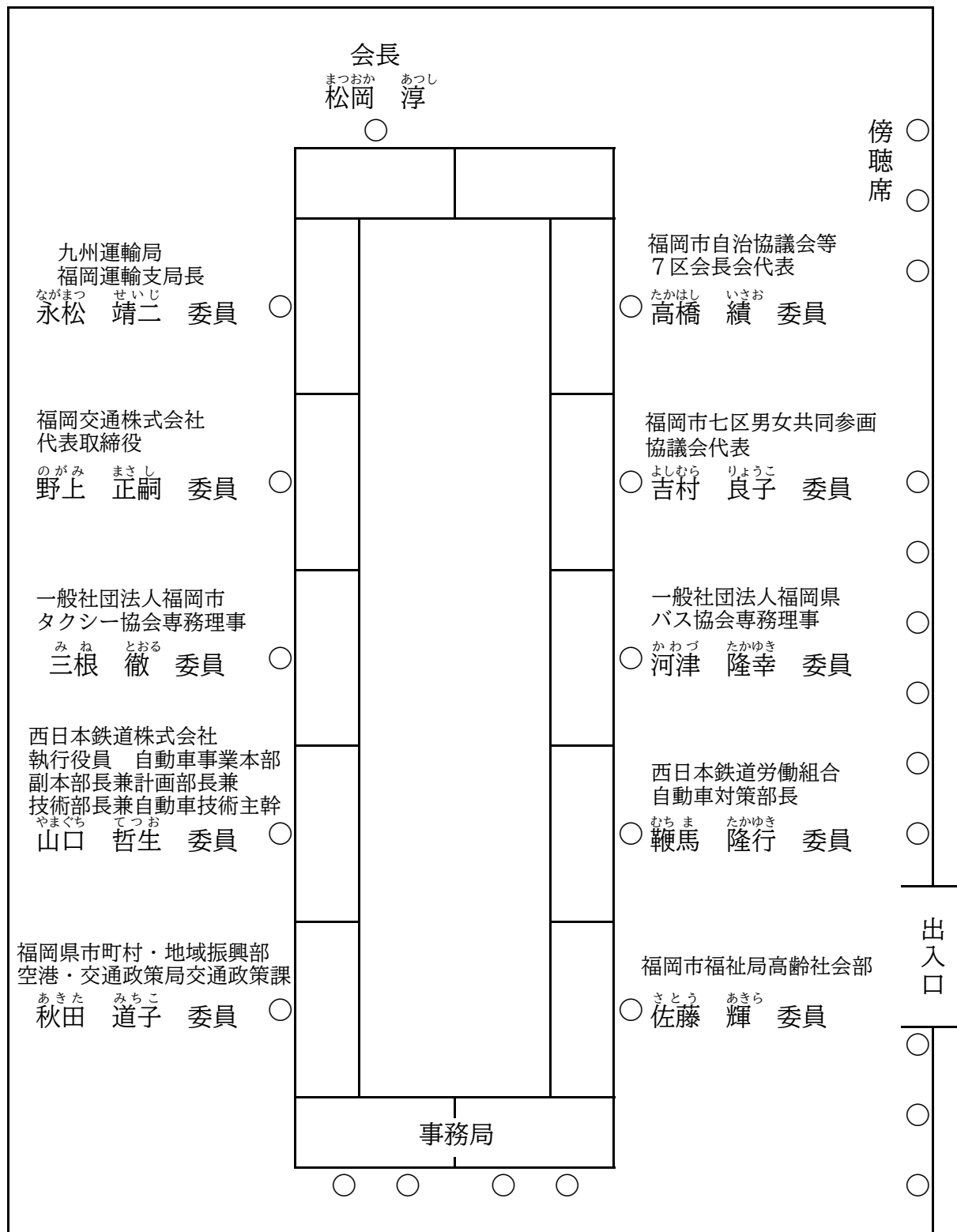
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課長	なかむら みつのぶ 中村 充伸	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 企画調整係長	やまのひら みつまさ 山ノ平 光成	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第1係長	つつい しゅんべい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第2係長	ながの たかゆき 長野 貴之	

令和8年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和8年9月30日（水）15時00分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題 1

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例(平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市みどり局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務(以下「調査等の事務」という。)を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

- 3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市みどり局都市計画部地域交通課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則(平成24年 8 月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年 3 月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成28年 3 月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月31日規則第41号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第3条 交通会議の会議における委員は、道路運送法施行規則第4条の2第3号に規定する委員を除き、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

2 交通会議の会議における臨時委員の代理は、これを認めない。

（会議の議事進行）

第4条 規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。

3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。

2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。

3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市みどり局にて保管させるものとする。

2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。

3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更
 - (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

- この要綱は、平成23年3月22日から施行する。
- この要綱は、平成25年7月4日から施行する。
- この要綱は、令和4年9月20日から施行する。
- この要綱は、令和6年2月26日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月26日から施行する。
- この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

県バス対策協議会への申出内容の 検討状況について

県バス対策協議会への申出内容の検討状況について

1. 趣旨

令和 8 年 3 月 2 7 日付で西日本鉄道株式会社より県バス対策協議会に減便および廃止の申出があった、茶山線、屋形原線、脇山支線について、その後の対応および現在の検討状況について、報告を行うもの。

2. 申出内容概要

- ・ 茶山線、屋形原線：令和 9 年 3 月 1 日に路線廃止
- ・ 脇山支線：令和 8 年 10 月 1 日に減便、令和 9 年 3 月 1 日に路線廃止

3. 対応および検討状況

- ・ 茶山線、屋形原線、脇山支線の対応（資料②）
- ・ 脇山支線（椎原系統）の運行内容の見直し（資料③）

4. 今後のスケジュール

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を通じて、福岡市地域公共交通会議としての対応策の検討結果を回答することから、令和 9 年 1 月に地域公共交通会議を開催し、回答内容について議決を諮る。

【参考】福岡県バス対策協議会運営要領

- 第 7 条 第 2 条第 2 項の通知又は第 4 条第 2 項及び第 5 条の情報提供（以下「通知等」という。）を受けてブロック別地区協議会に参加した市町村は、速やかに当該市町村に設置する地域バス対策協議会（以下「地域協議会」という。）において、その対応策を検討するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、通知等の内容が住民の移動手段の確保の観点から地域協議会において対応策を検討する必要がないと市町村長が認めるときは、地域協議会を開催することなく、当該市町村においてその対応策を検討することができる。この場合、当該市町村は、事前にその旨をブロック別地区協議会の会長に届け出るものとする。
- 3 市町村は、前 2 項の検討結果をブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長に報告するものとする。

対応および検討状況（茶山線・屋形原線）

1. 茶山線

(1) 路線概要

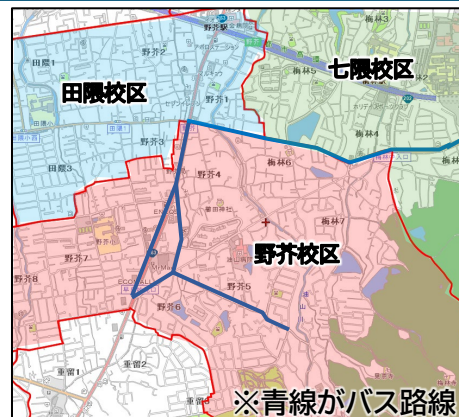
参考資料のとおり

(2) 路線廃止に伴う影響

公共交通空白地・不便地は発生しない

(3) 説明状況

以下のとおり、地域説明済み（福岡市 同行）



※青線がバス路線

校区	対応日	出席者	主なご意見
野芥	6月22日	自治協議会 会長	・利用状況から維持が難しいのは理解できる。 ・西油山ハイツ行きのバスが完全になくなるわけではないので問題はないと思う。
七隈	6月25日	自治協議会 会長	当校区は地下鉄やオンデマンド交通があり、 <u>本路線が廃止になっても影響はない</u> と思う。
田隈	6月25日	自治協議会 会長	利用者も少なく <u>地下鉄があるため問題はない</u> と思う。

2. 屋形原（現人橋）線

(1) 路線概要

参考資料のとおり

(2) 路線廃止に伴う影響

公共交通空白地・不便地は発生しない

(3) 説明状況

以下のとおり、地域説明済み（福岡市 同行）



※青線がバス路線

校区	対応日	出席者	主なご意見
堤	6月22日	自治協議会 会長	・利用状況を見ても維持は難しく、廃止は仕方ない。 ・<u>当校区では影響はない</u>と思う。
西花畑	6月23日 (1回目)	・自治協議会 会長 ・町内会長	利用状況より維持が厳しいのは理解できるが、住民への周知文書や廃止までのスケジュール等が示されなければ地域住民への説明が困難。
	8月18日 (2回目)		・<u>利用状況から廃止は仕方ない。</u> ・地域住民に対しては丁寧な対応をしてほしい。 ⇒回覧やバス停掲示により地域住民への周知を検討

【参考】茶山線（廃止区間）



バス停区間の利用人員

調査日：2026年2月17日～2月19日

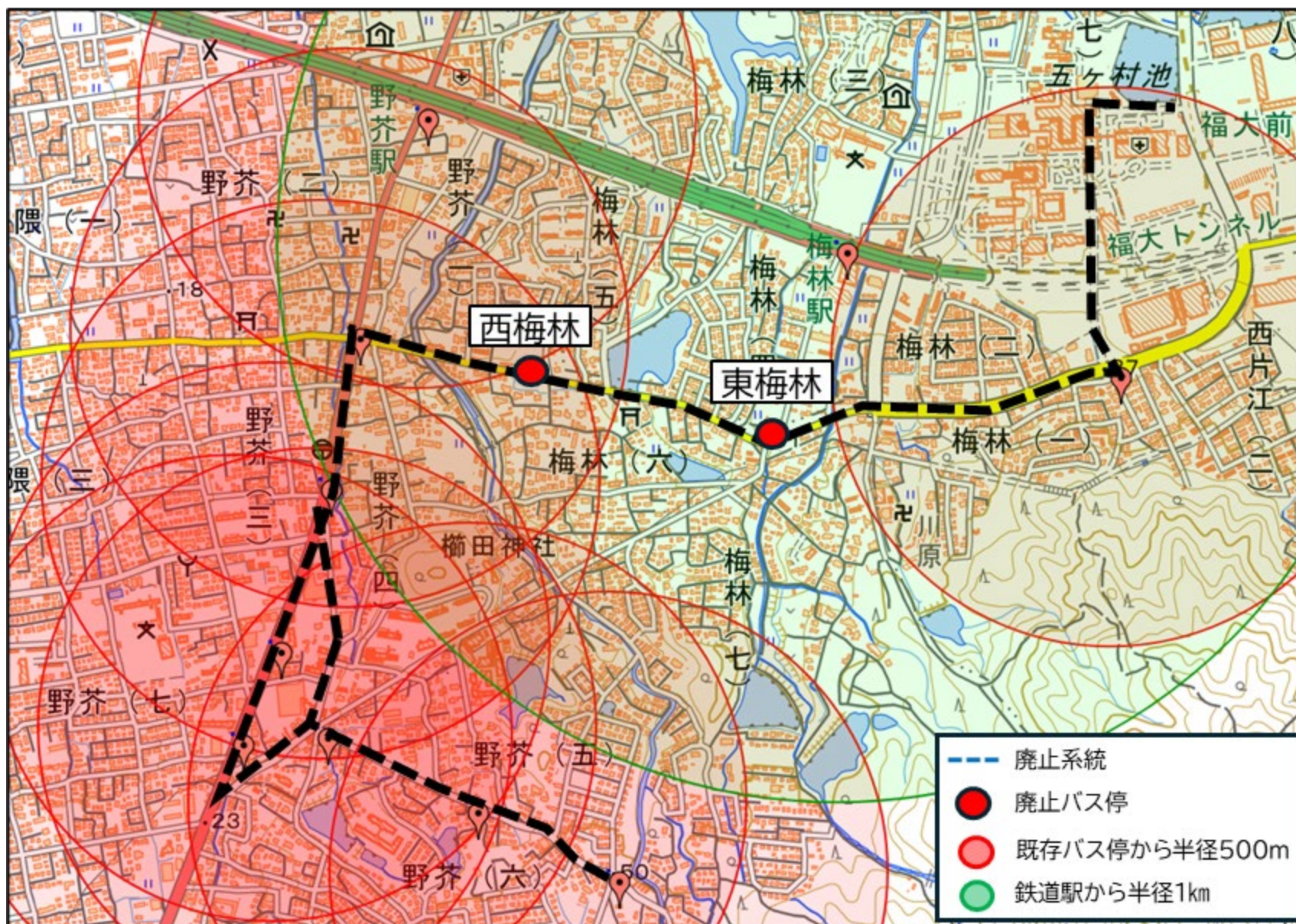
平日1日平均※IC利用率91.3%

総利用人員：1,031人

影響人員：2人

福大病院～ 福大第二記念会 堂前		0
東梅林～ 西梅林	0	0
野芥～ 西油山ハイツ	1	5
		3

【参考】路線廃止による公共交通空白地・不便地発生状況の確認（茶山線）



⇒当該路線廃止に伴い、**新たに公共交通空白地および公共交通不便地は発生しない。**

【参考】屋形原（現人橋）線（廃止区間）



バス停区間の利用人員

調査日：2026年2月1日～2月28日 平日1日平均 ※IC利用率91.9%

総利用人員：241人（6番系統のみ）

影響人員：13人

[illegible]

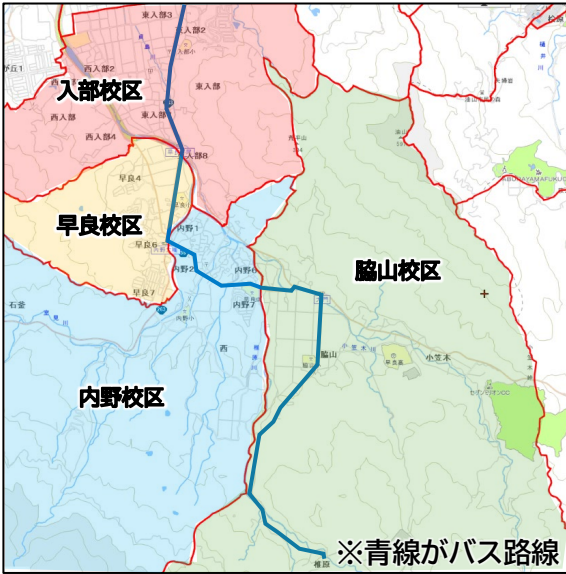
【参考】路線廃止による公共交通空白地・不便地発生状況の確認（屋形原線）



⇒当該路線廃止に伴い、新たに公共交通空白地および公共交通不便地は発生しない。

3. 協山支線

- (1) 路線概要
参考資料のとおり
- (2) 路線廃止に伴う影響
公共交通空白地・公共交通不便地が発生
- (3) 説明状況
以下のとおり、地域説明済み
(福岡市 同行)



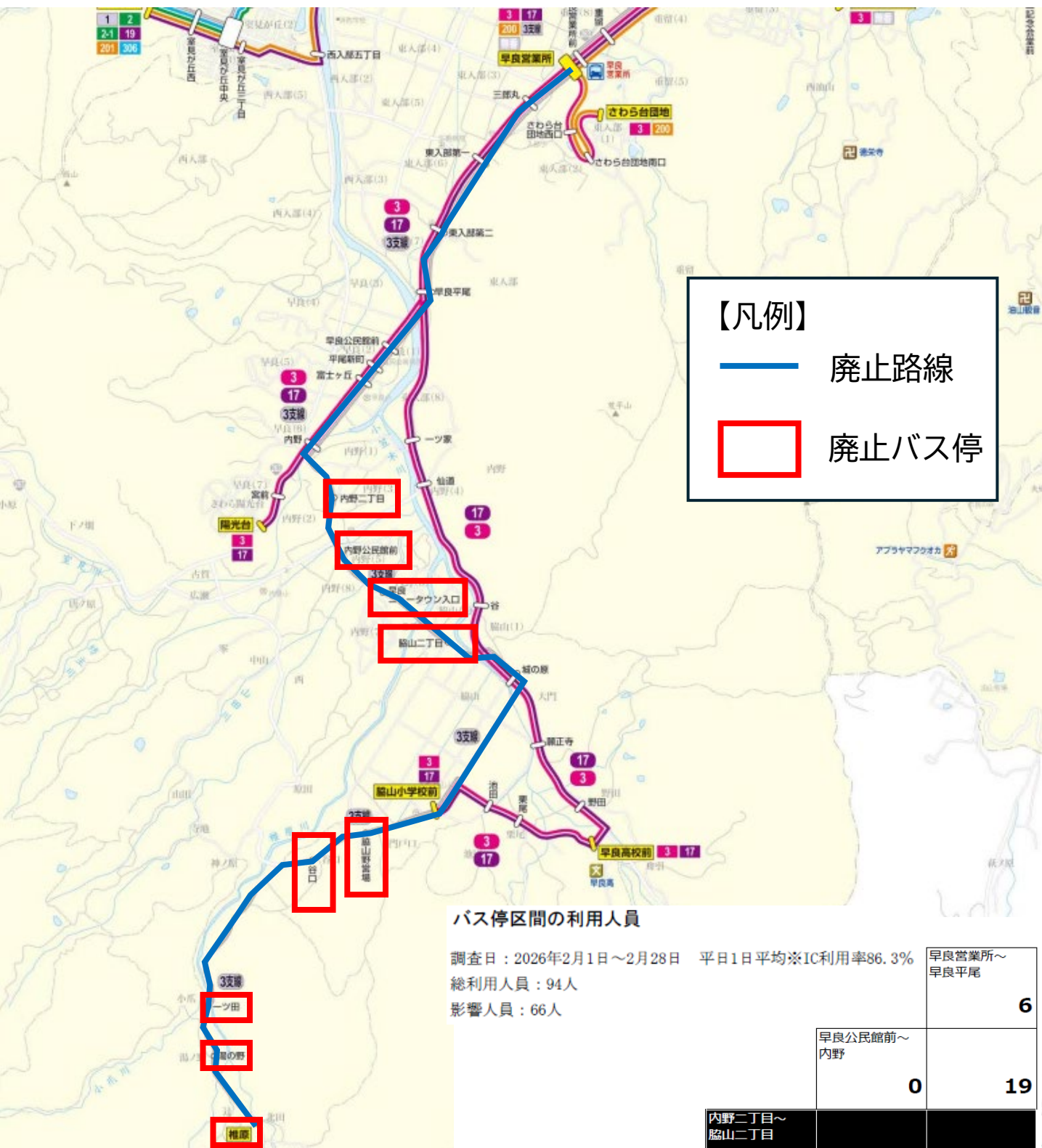
対応日	出席者	主なご意見
8月6日	・ 脇山校区自治協議会会長 ・ 椎原町内会長 ・ 内野・曲淵自治連合会会長	・ 減便については、始発便と最終便を比較すると、<u>始発の1便減の方が影響が少ない</u>と考える。 ・ <u>路線廃止については、納得しかねる。</u> ・ 別途利用者に向けた説明会を希望※
8月21日	早良区南部地域バス連絡協議会 ・ 脇山校区自治協議会会長 ・ 椎原町内会会長 ・ 谷口町内会会長 ・ 内野・曲淵自治連合会会長 ・ 西自治会会長 ・ 石釜自治会会長	・ 減便については通学利用者等が困る。 ・ <u>減便は始発の1便減でやむを得ない。</u> ・ <u>路線廃止については、利用状況を踏まえると一定仕方ないところもあると思うが、納得は出来ない。</u> ・ <u>市においても何か対応策の検討を。</u>
8月29日	椎原町内会（28名）※	・ <u>路線廃止については断固反対。</u> ・ 丁寧な説明がなされていない。 ・ 市には切れ目のない代替交通の運行と今後の丁寧な地域説明を求める。

※上記の他、市において地域に対してアンケート調査を実施

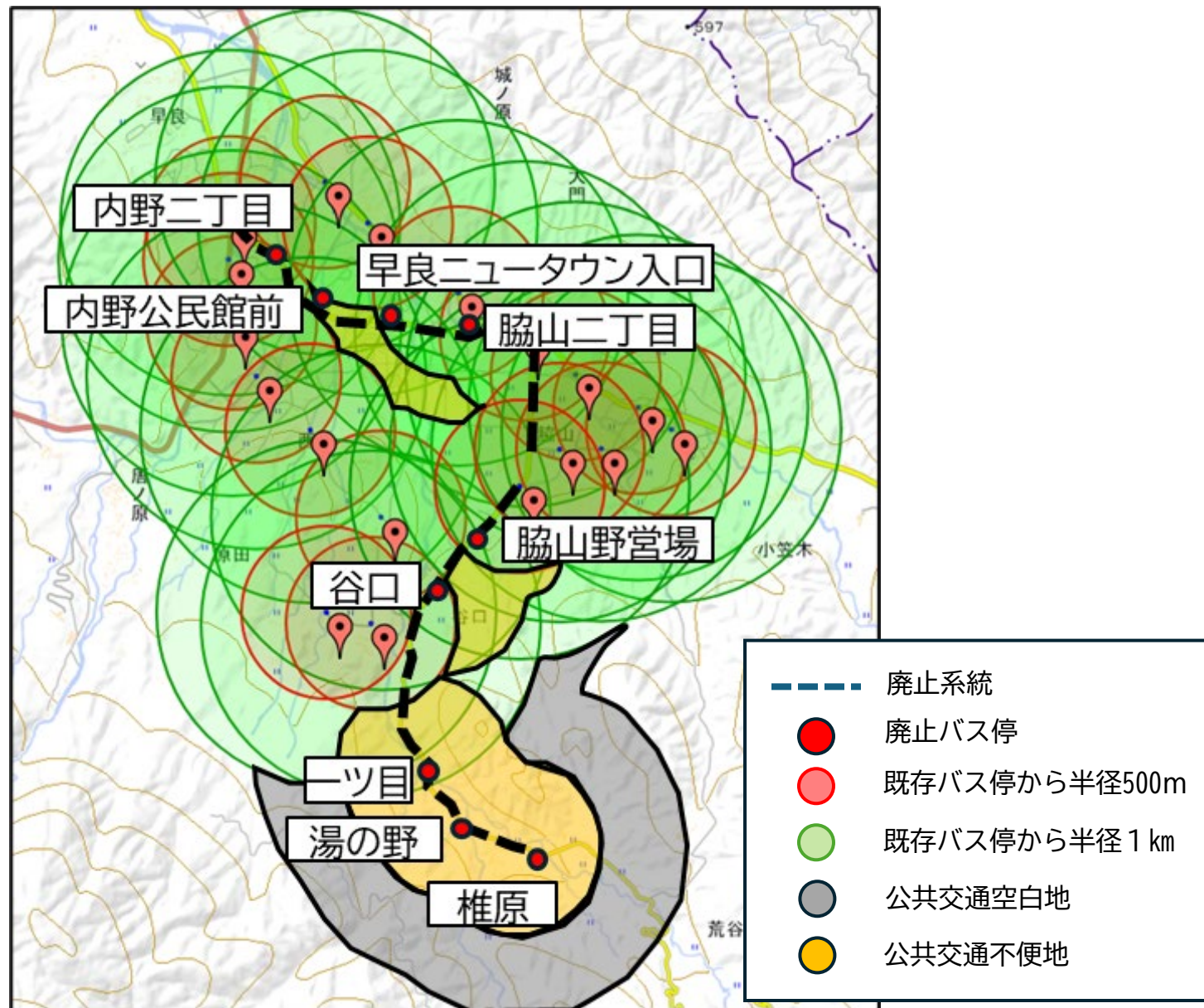
4. 今後について

- ・ 九州運輸局に対して令和8年8月末に各路線の廃止届出済み。
- ・ 今後、令和9年3月のダイヤ改正における廃止に向けて、必要な準備を進めていく。

【参考】脇山支線（椎原系統）線



【参考】路線廃止による公共交通空白地・不便地発生状況の確認（脇山支線）



⇒当該路線廃止に伴い、**新たに公共交通空白地および公共交通不便地が発生。**

脇山支線（椎原系統）の運行内容見直しの方向性について

1. 路線概要

早良区南部地域を運行する脇山支線は、平成21年3月に運行事業者から廃止の申し出がなされ、これに伴い飯場、曲渕、石釜、西、椎原の各地区が公共交通空白地となることから、平成22年4月より運行経費に補助を行っている。

早良区南部地域バス連絡協議会（地域、交通事業者、行政で構成）において、利用実態等を踏まえ、脇山支線（曲渕系統・椎原系統）としてバスルートの変更を行った。

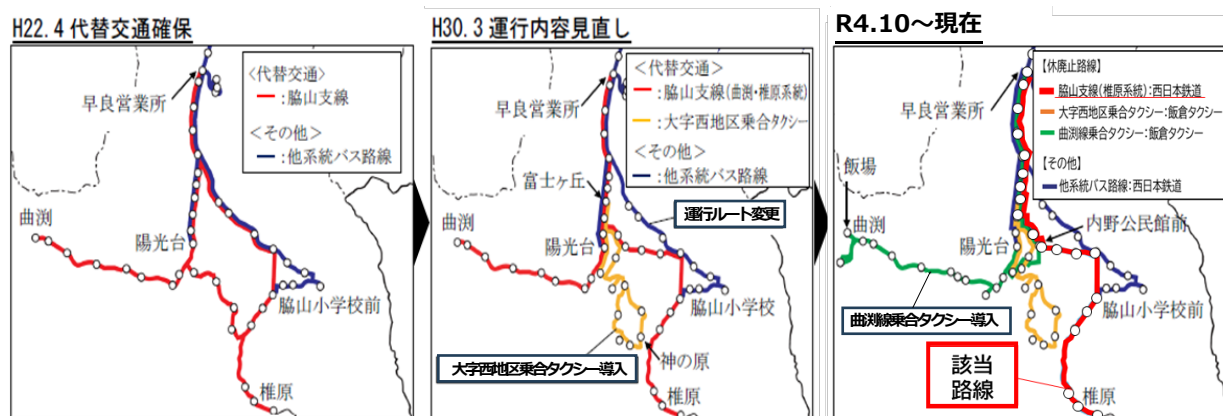
その後、曲渕小学校が休校して以降、脇山支線（曲渕系統）の利用者が減少していたことから、曲渕線乗合タクシーを導入し、新たな集落内へ停留所を設置するなどの運行内容の見直しを実施した。

今回、脇山支線（椎原系統）について、令和8年3月に運行事業者から廃止の申し出が福岡県バス対策協議会に対してなされたことに伴い、椎原地区が公共交通空白地となることから、生活交通条例に基づく休廃止対策による代替交通を確保するため、今後の運行内容見直しの方向性について本会議に諮るもの。

(経緯)

- 平成21年 3月 路線バス脇山支線の廃止申し出（西日本鉄道㈱）
- 平成21年 7月 早良区南部地域バス連絡協議会の設置（地域、交通事業者、福岡市）
- 平成22年 4月 脇山支線に対し補助を行いながら運行開始（西日本鉄道㈱）
- 平成30年 3月 運行内容見直し（ルート変更、予約型乗合タクシー導入（大字西地区））
- 令和 4年 10月 運行内容見直し（曲渕線乗合タクシー導入）
- 令和 8年 3月 路線バス脇山支線（椎原系統）の廃止申し出（西日本鉄道㈱）
- 令和 8年 8月 九州運輸局に廃止届け出（西日本鉄道㈱）

(路線の変遷)



(沿線人口)

- ・人口 19,631 名
 - ・世帯数 9,331 世帯[脇山、内野、早良、入部校区の値]
 - ・高齢化率 35.2% (福岡市全体 23.0%)
- (令和7年9月末現在 住民基本台帳による)

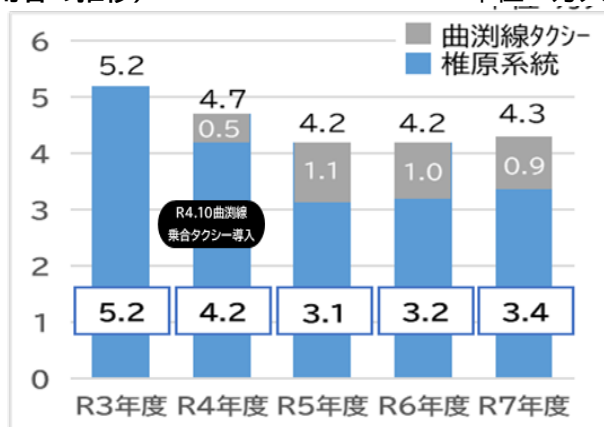
2. 運行内容見直しの方向性について

(1) 現在の課題・状況

- 令和4年10月の曲渕線乗合タクシーの導入以降、利用者数は約3万人と横ばいで推移。
- 便当たりでは、椎原→早良営業所で朝9時台が平均約14人/便と最も多く利用しており、早良営業所→椎原では、帰宅時間帯の16時台以降の利用が多いものの、当該時間帯以外では利用は僅少となっている。

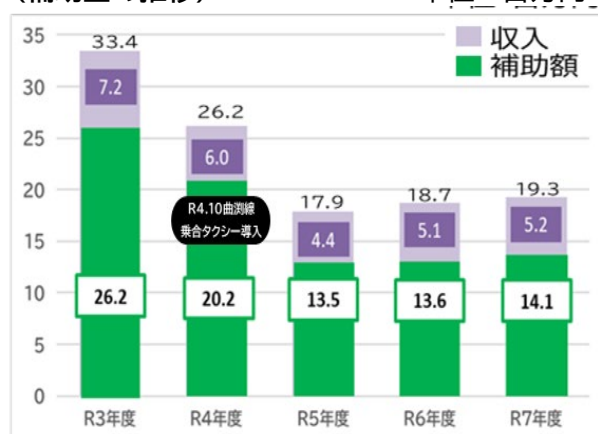
(利用者の推移)

単位：万人



(補助金の推移)

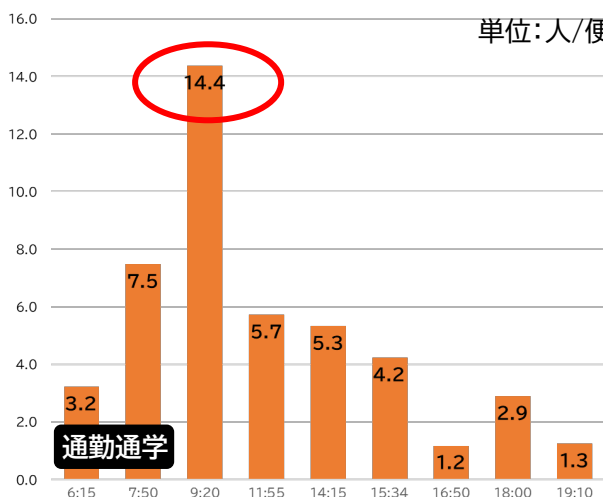
単位：百万円



(平日便当たり平均降車人員 (延べ数))

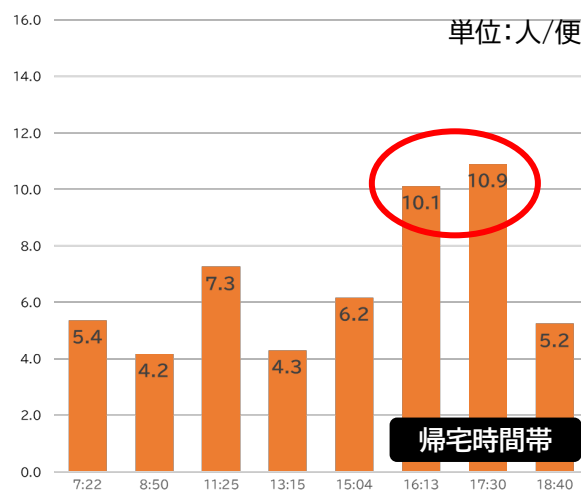
● 椎原発→早良営業所行き

単位：人/便



● 早良営業所発→椎原行き

単位：人/便



(2) 協議状況

- 脇山支線（椎原系統）の利用状況や地域ニーズを把握するため、令和8年6月に沿線地域を対象にアンケート調査を実施

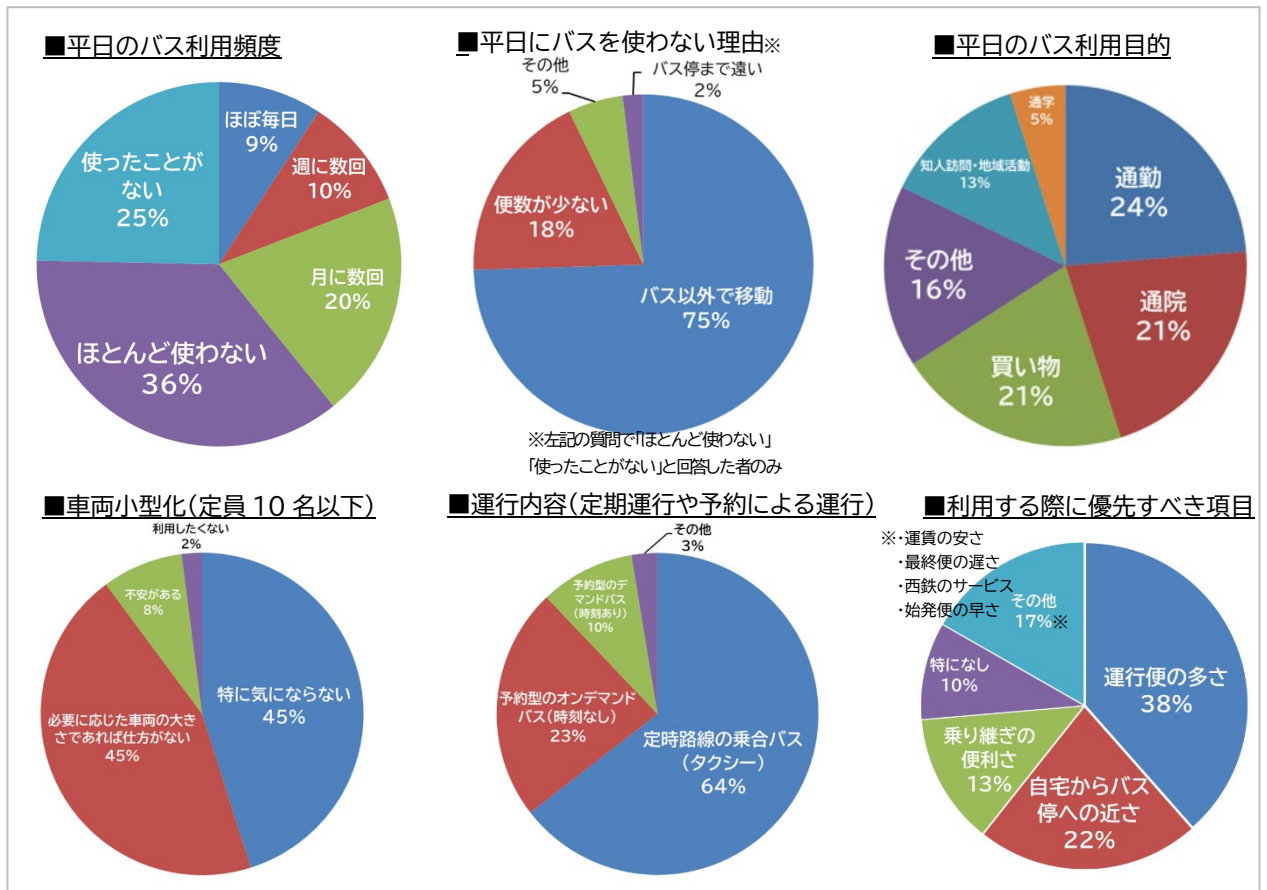
（実施期間）令和8年6月10日～6月30日

（回 答 数）1,145人（回答率：34%）

（主な結果）車両の小型化は特に気にならない

現行のような運行時間帯が決まっている乗合バス

運行便数の多さ、自宅からバス停までの近さ等を優先 等



- 令和8年8月21日にバス連絡協議会を開催し、西鉄による脇山支線（椎原系統）の令和9年春での路線廃止を説明、市による代替交通確保の検討を進める旨を説明。
- 令和8年8月29日、椎原町内会の住民説明会を開催し、8月のバス連絡協議会と同内容を地域住民に説明。（以下、地域意見を抜粋）

- ・ 曲淵線乗合タクシーのような小型化した車両でもいいので路線維持を希望。
 - ・ 来春から進学予定の高校生や、脇山小学校への通学児童の登下校時間を配慮希望。

(3) 運行内容見直しの方向性

- 生活交通条例に基づく代替交通を確保するため、地域の意見や利用実態等を踏まえ、以下のとおり運行内容を見直すとともに、切れ目のない運行を行う。

- ・ 運行形態は利用実態を踏まえ路線定期運行をベースとする
- ・ 運行車両を中型バスから小型化（ジャンボタクシー相当）へ変更
- ・ 運行経路は既存バス路線と同様の運行ルートをベースとする

(4) 運行計画案

注) 詳細な運行計画(運行ルート、運行本数、運賃等)は、運行事業者決定後に地域等と協議のうえ決定

- 運行の態様** 路線定期運行(道路運送法施行規則第3条の3 第1号)
- 運行車両** ジャンボタクシー(定員9名)相当※乗務員除く
- 運行ルート** 既存路線と同様の運行ルートを基本とするが、一部バス停の追加等は事業者からの提案による
- 運行本数等** 現行ダイヤを基本とする
- バス停** 既存路線と同程度のバス停箇所数(20箇所以上)※うち11箇所は路線バスと併用
- 運賃** 事業者からの提案にて設定する

※参考 脇山支線(椎原系統): 210~430 円
 曲渕線乗合タクシー : 150~300 円

- 支払方法** 現金払い等
- 割引等** 福岡市の高齢者乗車券・福祉乗車券(その他共通利用券)を導入
 その他、内容については、事業者からの提案とする

※参考: 曲渕線乗合タクシーの事例
 ・11枚綴で1回分無料の回数券(1,500円分~3,000円分)
 ・学生の通学・65歳以上の方向けの定期券(1ヶ月6,000円)

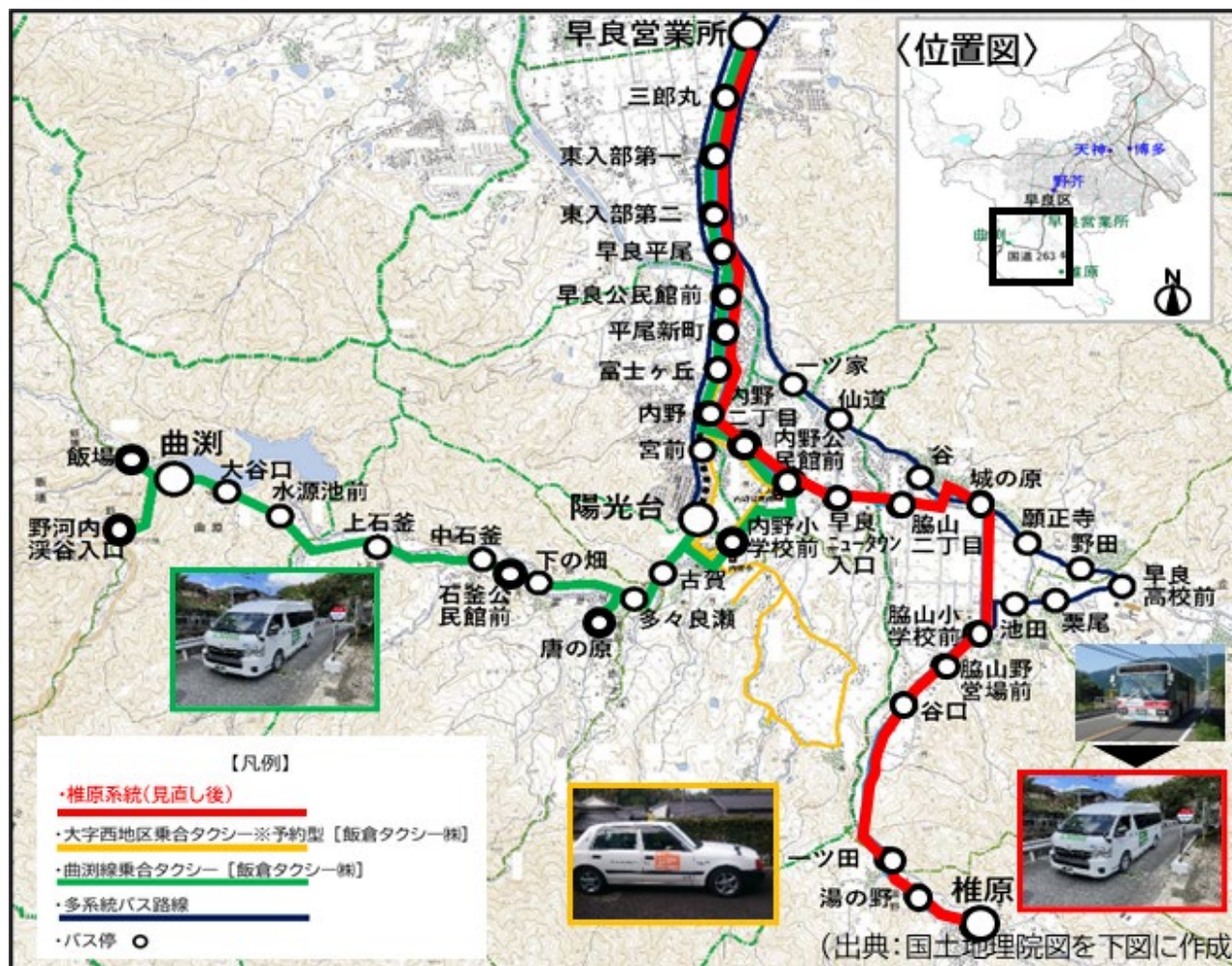
- 市補助金** 運行に関し必要となる経費は、福岡市バス路線休廃止対策補助金の対象とし、要綱に基づき収支差額を交付する。

<運行内容比較>

変更箇所は太字

	現行	見直し	
運行事業者	西日本鉄道(株)	公募により決定	
運行の態様	路線定期運行 (道路運送法施行規則第3条の3 第1号)	路線定期運行 (道路運送法施行規則第3条の3 第1号)	
運行車両	中型バス(定員55名)	ジャンボタクシー(定員9名)相当	
運行ルート	椎原～早良ニュータウン～早良営業所(約8.6km)	椎原～早良ニュータウン～早良営業所(約8.6km) ※追加は事業者提案	
運行ダイヤ	平日:6～19時台 、 土日祝日:7～17時台		
運行本数	平 日:17便(上り8便、下り9便) ・ 土日祝:10便(上り5便、下り5便)		
バス停	20箇所	20箇所以上 ※追加は事業者提案	
運賃	210円～430円	事業者提案	
支払方法	現金	○	
	定期券等	西鉄サービス(ICカード、 グランドパス65、定期券等)	
	高齢者乗車券・福祉乗車券	交通用福祉ICカード	
		現金	○
		定期券等	事業者提案(定期券・回数券等) ※西鉄サービス利用不可の見込み
		高齢者乗車券・福祉乗車券	その他共通利用券

<運行内容見直しイメージ図>



3. 今後の進め方

公共交通空白地を発生させないよう、地域の実情に応じた切れ目のない代替交通の確保を進めていくこととしており、本会議後に運行事業者の公募を行い、令和9年春を運行見直しの実施目標とし、関係者と協議・検討を進めていく。